

多治見市新商品開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市新商品開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、新たな地場製品の創出を図ることにより、地域資源を活かした産業振興及び地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者等」とは、法人その他の団体又は個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 返礼品事業者（元気な多治見！うながっぱ寄附金推進事業実施要綱（平成26年告示第81号）第2条第2号に規定する返礼品事業者をいう。以下同じ。）又は返礼品事業者となる見込みがあること。

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

(3) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う返礼品（元気な多治見！うながっぱ寄附金推進事業実施要綱第2条第1号に規定する返礼品をいう。以下同じ。）の開発に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

(1) 返礼品を新たに開発する事業

(2) 既存の商品又はサービス（以下「商品等」という。）を改良し、返礼品とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てる。

3 補助金の交付総額は、予算で定める額以下とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、多治見市新商品開発支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 誓約書兼同意書（別記様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、多治見市新商品開発支援補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業（当該補助金の交付決定を受けた補助対象事業をいう。以下同じ。）の内容に変更が生じたとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ多治見市新商品開発支援補助金変更・中止承認申請書（別記様式第6号）に、関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等

の可否を決定し、多治見市新商品開発支援補助金変更・中止承認通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、多治見市新商品開発支援補助金実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 補助金により開発した返礼品（当該返礼品の提出が困難であるときは、当該返礼品の写真）

（3） 補助対象経費の支払を証する書類の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、多治見市新商品開発支援補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、多治見市新商品開発支援補助金請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（3） 補助金により開発した商品等を返礼品として登録しなかったとき。

（4） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(書類、帳簿等の保存)

第18条 交付決定者は、補助事業に関する書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 補助金の交付に関し、この要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 7 商工の款3 一般商工業振興対策事業の項2 中小企業者支援事業の目に次のように加える。

3 新商品開発支援事業						
1	新商品 開発支援 事業	市の新商品 開発支援補 助金交付要 綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱によ る。	

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費の内容
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入又は補助対象事業に必要な消

	耗品の購入に要する経費
印刷費	商品のパッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	商品の原材料、資材等の送付に係る送料
委託料	商品等に係るデザイン等の委託料及び外注加工費
手数料	各種許認可の取得又は成分分析若しくは検査に要する経費
原材料費	商品等の開発のために使用する原材料の購入に要する経費
賃貸料	商品等の開発に使用する機器に係るリース料等
機材購入費	商品等の開発に必要な備品の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

多治見市長

住所（所在地）

事業者等名称

代表者氏名 (※)

電話番号

(※)法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市新商品開発支援補助金交付申請書

多治見市新商品開発支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称			
補助事業の目的 及び概要			
補助事業の総事業費	円	補助対象経費	円
		交付申請額	円
補助事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類	(1) 事業実施計画書（別記様式第 2 号） (2) 収支予算書（別記様式第 3 号） (3) 誓約書兼同意書（別記様式第 4 号） (4) その他市長が必要と認める書類		
備 考			

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

事業実施計画書

申請者の概要

住所（所在地）		事業者等名称	
代表者名		担当者名	
連絡先	電話番号		
	E-mail		

事業の概要

返礼品の名称 （予定）	
返礼品の概要 （予定）	（主な原材料、生産地、容量などできるだけ詳細に記入してください）
地場産品基準	☐ 市内で生産・製造・加工されているもの ☐ 市内で生産された原材料を使用しているもの ☐ 市内で提供されるサービス ☐ その他]
開発等事業の スケジュール等	（いつ、どこで、どのような方法で開発するのかをできるだけ詳細に記入してください）
事業完了 （予定）年月	年 月
その他	

別記様式第3号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

区 分	金額（円）	説 明 （内訳・積算根拠等）
市補助金 （申請額）		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区 分	補助対象事業に 要する経費（円）	補助対象経費（円）	説 明 （単価・数量・積算根拠等）
合計			

※1 支出の部は、交付要綱別表に規定する経費の区分ごとに記入してください。

※2 見積書を添付してください。

※3 予算額は、消費税を除いた金額を記入してください。

別記様式第4号（第7条関係）

誓約書兼同意書

私は、多治見市新商品開発支援補助金の交付申請にあたり、次のことを誓約します。

- （１） 多治見市新商品開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしています。
- （２） 本事業を活用して開発した商品又はサービスを元気な多治見！うながっぱ寄附金の返礼品として登録します。
- （３） 要綱第15条に掲げる事由に該当し、市長が多治見市新商品開発支援補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付を受けた多治見市新商品開発支援補助金を返還します。

また、補助対象者の要件に該当するかを確認するため、市が市税等の納付状況を確認することについて同意します。

年 月 日

多治見市長

住所（所在地）

事業者等名称

代表者氏名 (※)

(※)法人は記名押印をしてください（代表者本人が泊署するときを除く）。

法人以外は、本人が泊署しないときは押印してください。

【補助対象者の要件】

- （１） 返礼品事業者（元気な多治見！うながっぱ寄附金推進事業実施要綱（平成26年告示第81号）第2条第2号に規定する返礼品事業者をいう。以下同じ。）又は返礼品事業者となる見込みがあること。
- （２） 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。
- （３） 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

別記様式第5号（第8条関係）

多治見市指令財第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市新商品開発支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった多治見市新商品開発支援補助金について、多治見市
市新商品開発支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり（交付・不交付）す
ることに決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容

補助事業の名称	
補助金交付決定額	円
補助金の交付条件	

2 交付しない理由

--

別記様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

多治見市長

住所（所在地）

事業者等名称

代表者氏名 (※)

(※)法人は署名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多治見市新商品開発支援補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた多治見市新商品開発支援補助金について、下記のとおり計画を（変更・中止）したいので、多治見市新商品開発支援補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称		
変更の内容	交付決定額（1）	円
	変更後の交付申請額（2）	円
	差引増減額（（2）-（1））	円
変更・中止の理由		
備考		

別記様式第 7 号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

多治見市長



多治見市新商品開発支援補助金交付変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請があった多治見市新商品開発支援補助金（変更・中止）承認申請について、多治見市新商品開発支援補助金交付要綱第10条の規定により、承認します。

記

補助事業の名称		
当初交付決定日	年 月 日	
変更の内容	交付決定額（1）	円
	変更後の交付決定額（2）	円
	差引増減額（（2）-（1））	円

別記様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

多治見市長

住所（所在地）

事業者等名称

代表者氏名 (※)

(※)法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

法人以外は、本人が自署しないときは押印をください。

多治見市新商品開発支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた多治見市新商品開発支援補助金について、多治見市新商品開発支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の名称	
補助金交付決定額	
事業完了日	年 月 日
返礼品の名称	
返礼品の概要	(主な原材料、生産地、販売価格、容量などできるだけ詳細に記入してください)
地場産品基準	☐ 市内で生産・製造・加工されているもの ☐ 市内で生産された原材料を使用しているもの ☐ 市内で提供されるサービス ☐ その他
返礼品提案（予定）日	年 月 日
補助事業の効果	
添付書類等	(1) 収支決算書 (2) 返礼品 ※ (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類

※補助金により開発した返礼品の提出が困難なときは、返礼品の写真を添付してください。

別記様式第 9 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市新商品開発支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告があつた多治見市新商品開発支援補助金について、多治見市新商品開発支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその金額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円

別記様式第10号（第13条関係）

年 月 日

多治見市長

住所（所在地）

事業者等名称

代表者氏名

多治見市新商品開発支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた多治見市新商品
開発支援補助金について、多治見市新商品開発支援補助金交付要綱第 13 条の規定により請
求します。

記

補助事業の名称	
補助金の請求額	円

補助金の振込先

金融機関名		支 店 名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			